調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



当薬局は以下の施設基準を届け出ています。

調剤基本料１	47点
地域支援体・医薬品供給体制加算1	27点
調剤ベースアップ評価料	4点
バイオ後発品調剤体制加算	50点
連携強化加算	5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する掲示

当薬局は、質の高い医療を提供するために、医療ＤＸに関するデータを活用し、 さまざまな取り組みを行っています。具体的な取り組みは以下のとおりです。

●マイナ保険証の利用を促進

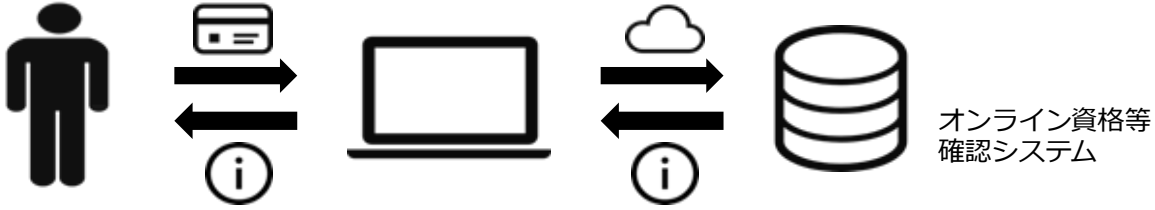
　マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

●オンライン資格確認システムの活用

　オンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めております。また、当薬局では、電子的調剤情報連携体制整備加算として、月1回に限り8点を算定しております。

●電子処方箋の利用

　病院や診療所などから発行される「電子処方せん」による調剤に対応しています。



先発医薬品を希望される場合の自己負担について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただきます。後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額二分の一相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品は処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合などは、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

バイオ後続品調剤体制加算に関する掲示

当薬局では、バイオ後続品の調剤を積極的に行っています。

- バイオ後続品とは、先行バイオ医薬品と品質・有効性・安全性について同等性／同質性が確認された医薬品です。
- 当薬局では、バイオ医薬品およびバイオ後続品を適切に保管し、患者さまへ十分に説明したうえで、必要に応じてバイオ後続品を調剤できる体制を整備しています。
- バイオ後続品についてご不明な点がありましたら、薬剤師までご相談ください。
- 当薬局では、バイオ後続品調剤体制加算を算定しております。

漫画でわかるバイオ医薬品

※QRコードから関連ページにアクセスできます。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外
518単位/回

同一建物居住者
379単位/回（2−9人）
342単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外
650点/回

同一建物居住者
320点/回（2−9人）
290点/回（10人以上）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

ひだまり調剤薬局　藤塚店
香川県知事指定介護保険事業所　　第　3740147610　号

TEL 087-897-4320
FAX 087-897-2231
緊急時→転送電話（24時間対応）

当薬局では連携強化加算を算定しております

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

●新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

1. 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
2. 個人防備具を備蓄
3. 要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

●災害の発生時における体制の整備について

1. 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
2. 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
3. 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、
実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



水剤容器　50円
軟膏容器　50円

患者さん宅へ
調剤した薬の持参料



藤塚・栗林・桜町　300円
その他の地域　500円